

# 文書事務の5S運動

平成30(2018)年4月

経営管理部文書学事課

公文書は県民共有の財産です。

公文書管理の目的を正しく理解し、適正な管理と事務の効率化に努めましょう。

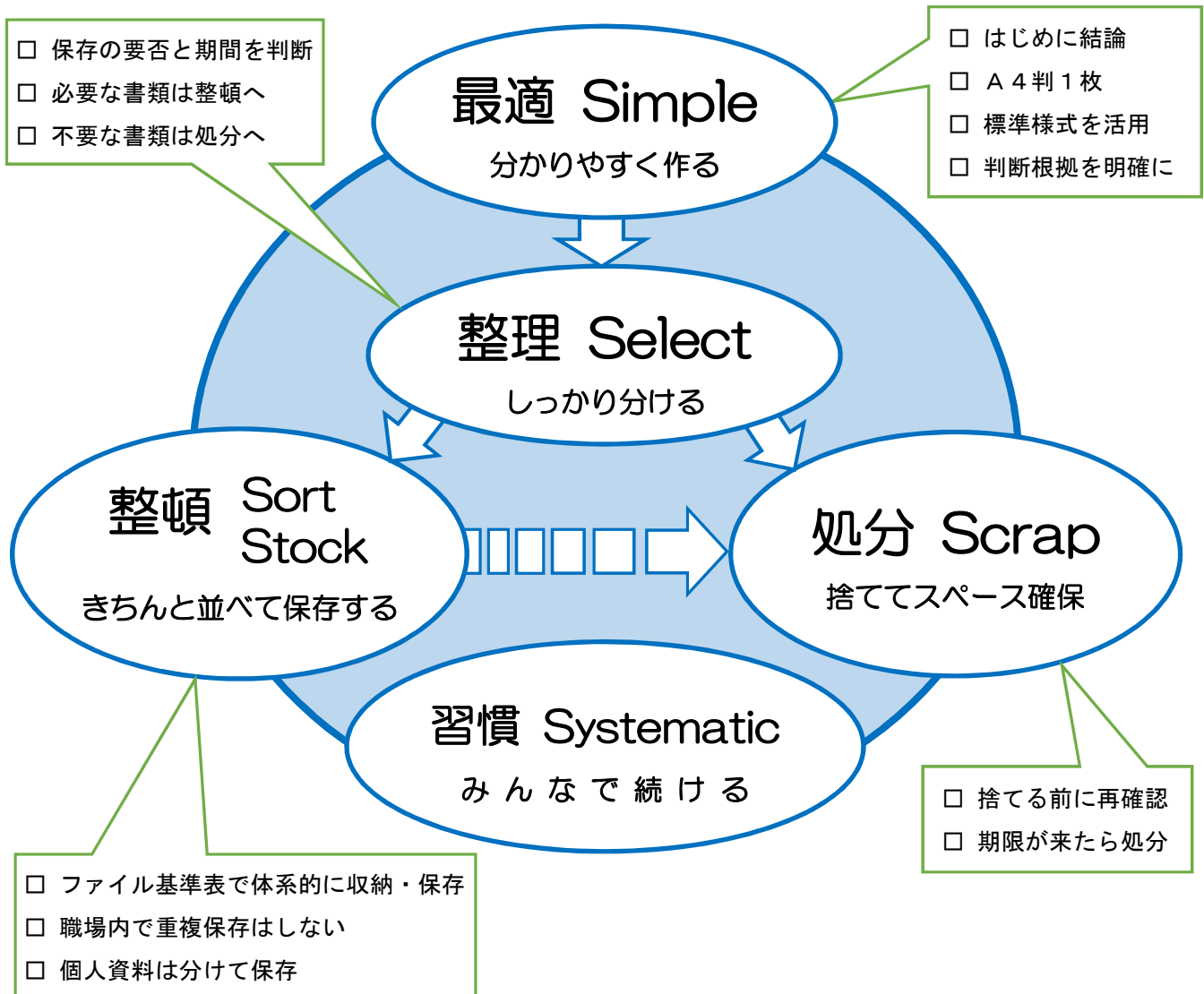
5つのSを実行し、目指せ、県庁スマートジョブ！

## 公文書管理の目的

- ・ 公文書は、県の意思決定や活動を記録した県民共有の財産であり、県民への説明責任を全うするとともに、県民参加による公正で効率的な県政運営に寄与するもの

## 公文書とは

- ・ 職員が職務上作成した文書（電子データを含む）で、組織的に用いるものとして県が保有しているもの



※5Sとは、民間企業での職場改善のスローガン（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）を文書事務に置き換えたものです。

紙文書だけではなく、マロニエ21ネット上の電子データの管理にも適用できます。